# パレットプラザ フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法および中小小売商業振興法施行規則とフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 2024年6月11日改定 (社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社プラザクリエイト

# フランチャイズ契約のご案内

株式会社プラザクリエイト

〒104-6027 東京都中央区晴海一丁目8番10号 執行役員 竹村 誠晃

TEL: (03)3532-8800(代表) FAX: (03)3532-8801

本 資 料 は、これ からフランチャイズチェーンに加 盟 されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき中小小売商業振興法(以下「小振法」という)および中小小売商業振興法施行規則(以下「施行規則」という)ならびにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について(以下「フランチャイズガイドライン」という)に従って、当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし、不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

また、フランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 TEL: (03)5777-8701

なお、本資料は、当社の責任により作成したものであり、内容について提出先の承認を 受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとして いる方が、事前に自ら確認をしていただくことが必要です。

# パレットプラザへの加盟を希望される方へ ~フランチャイズ契約を締結する前に~

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は、「パレットプラザ」の名のもとに、フォトサービスストアのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、フォトサービス業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、パレットプラザ・チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からパレットプラザとは異なる独自の経営手法を重視され、パレットプラザのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、パレットプラザへの加盟をお勧めできません。

当社のパレットプラザ・チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にしたうえで、それぞれの役割を忠実、かつ積極的に果たすことがパレットプラザ店舗の経営成功の鍵なのです。

パレットプラザ店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営指導が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

当社は、加盟相談、審査のために必要な加盟希望者および連帯保証人の経歴、家族構成、資産状況、収入等の個人情報を保管/利用させていただきます。 なお、連帯保証人の個人情報については、事前に同意を得た上で提供をお願いします。

以上の主旨にご賛同いただける方は、次のページにおすすみください。

目 次							
項目	頁 数	法(中小小売商業振興法)、および 規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン				
フランチャイズ契約のご案内	1						
パレットプラザへの加盟を希望される方へ	2						
第 I 部 株式会社プラザクリエイトとパレットプラザ・フランチャイズシステムについて 1. わが社の経営理念	5						
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の関連会社の 名称および事業の種類等・所属団体・沿革等	5	規則 第10条 第2号 規則 第10条 第5号 規則 第10条 第1号 規則 第10条 第3号					
3. 役員一覧	7	規則 第10条 第1号					
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 1. 契約の名称等	8						
2. 売上・収益予測についての説明	8		2-(2)-1 2-(3)-1				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いの時期 ④ お支払いの方法 ⑤ 当該金銭の返還の有無および条件	8	法11条 1号、規則 第11条 1号イ~ホ	2-(2)-ア③				
4. オープンアカウント等の送金	9	規則 第10条 第13号	3-イ-②				
5. オープンアカウント等の与信利率	9	規則 第10条 第14号 第15号	2-(2)-ア⑤				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売またはあっせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 配送日・時間・回数に関する事項	9	法11条 2号、規則 第11条 2号イ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア				
<ul><li>④ 仕入先の推奨制度 ⑤ 発注方法</li><li>⑥ 売買代金の決済方法 ⑦ 返品</li><li>⑧ 在庫管理等 ⑨ 販売方法</li><li>⑩ 商品の販売価格について</li><li>⑪ 許認可を要する商品の販売について</li></ul>	10	法11条 2号、規則 第11条 2号 口	3-(3)				
7. 経営の指導に関する事項	11	法11条 3号、規則 第11条 3号 イ~ハ	2-(2)-ア②				
8. 使用させる商標・その他の表示に関する事項	12	法11条 4号、規則 第11条 4号 イ、ロ					
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法等	13	法11条 5号、規則 第11条 5号 イ~ハ	2-(2)-ア⑦ 2-(3)-④ 2-(1)-イ④				
⑤ 契約終了時の義務の内容等	14						
10. 中途解約に関する事項 ① 中途解約 ② 違約金 ③解約条件	14	規則 第10条 12号、第11条 7号 イ	2-(2)-ア④				
11. 加盟者が定期的に支払う金額に関する事項	15	規則 第10条 12号、第11条 7号口~二	2-(2)-ア④				

項目	頁 数	法(中小小売商業振興法)、および 規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
12. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16	規則 第10条 第8号	
13. テリトリー権の有無	16	規則 第10条 第9号	2-(2)-ア⑧
14. 競業禁止義務の有無	16	規則 第10条 第10号	3-(1)-ア
15. 守秘義務の有無	16	規則 第10条 第11号	
16. 店舗の構造と内外装についての特別義務	16	規則 第10条 第16号	
17. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	17	規則 第10条 第17号	
18. 事業活動上の損失に対する補償の有無、内容等 ① 事業活動上の損失に対する補償の有無およびその内容 ② 経営不振となった場合の経営支援の有無およびその内容	17		2-(2)-ア⑥
19.特別措置	18		
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁			

#### 第 [ 部 株式会社プラザクリエイトとパレットプラザ・フランチャイズシステムについて

#### 1. わが社の経営理念

常に広い視野に立ち、

豊かな感性と大いなる夢のもとに

人と地域社会を愛し、 新しい価値の創造に挑む 勇気と誠意ある企業でありたい。

2. 本部の概要

(2024年6月11日現在)

(1)社 名 株式会社プラザクリエイト

(2)所在地 〒104-6027

東京都中央区晴海一丁目8番10号 TEL:(03)3532-8800(代表)

FAX: (03)3532-8801

URL: http://www.plazacreate.co.jp

(3)資本金 1千万円

(4)設 立 1988年3月11日

(5)事業内容 写真と映像に関する事業

フォトサービスストアのフランチャイズ事業

および店舗経営等

(6)他に行っている事業の種類 モバイル事業 (携帯端末等の販売)

グランピング事業 (キャンプ場の運営)

(7)事業の開始 1987年4月

(8)主要株主 株式会社プラザホールディングス

(9)主要取引銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行

株式会社商工組合中央金庫 株式会社きらぼし銀行

三井住友信託銀行株式会社

(10)従業員数 715名(社員566名・アルバイト149名)

※ 2024年3月末現在グループ従業員数

(11)本部の関連会社の名 称および事業の種類 等

■ 株式会社プラザホールディングス

業務内容:事業持株会

プリントショップ・モバイルショップの企画立案、経営指導

■ 株式会社ストアクロス

業務内容:各種イベントの企画・制作・運営

(12)所属団体

2023年 7月

日本フランチャイズチェーン協会 正会員

#### 【沿革】

1986年 4月 直営1号店開店 1987年 7月 フランチャイズ1号店開店 1988年 3月 当社設立 東京事業所設置 1991年 3月 1992年 12月 札幌事業所設置 1994年 4月 福岡事業所設置 1996年 7月 日本証券業協会に株式を店頭登録 10月 仙台事業所:大阪事業所設置 1997年 6月 本社事務所を東京都千代田区へ移転 チェーン全店にマルチメディア型複合端末 2000年 「PDS(パレットプラザデジタルステーション)」導入 2001年 デジタルミニラボ導入店(デジタル対応店)の出店開始 写真ポータルサイト「80210.COM(パレット・ドットコム)」開設 12月 ネットプリントサービス、ネットアルバムサービス開始 2005年 2月 (株)パレットプラザ設立 5月 写真撮影スタジオ「スタジオパレット」出店 デジプリ㈱を子会社化 2005年 8月 ITエージェント(株)を子会社化 9日 (株)55ステーションを子会社化 2006年 4月 (株)プラザハートを設立 2007年 4月 (株)55ステーションにパレットプラザ直営部門を吸収分割及び、 (株)パレットプラザを吸収合併、商号を(株)プラザクリエイトイメージングに変更 ㈱プラザクリエイトモバイリングを設立 2008年 4月 デジプリ(株)・ITエージェント(株)を吸収合併 2007年 4月 (株)55ステーションにパレットプラザ直営部門を吸収分割及び、 (株)パレットプラザを吸収合併、商号を(株)プラザクリエイトイメージングに変更 ㈱プラザクリエイトモバイリングを設立 デジプリ(株)・ITエージェント(株)を吸収合併 2008年 4月 2010年 4月 (株)フォトネットを設立 (株)Qlixを設立 2012年 6月 本社事務所を東京都中央区(晴海トリトンスクエア)へ移転 2013年 3月 ㈱プラザクリエイトスタッフサービスを設立 2013年 11月 世界最大のオンライン印刷企業Vistaprint社〔現 Impress社〕と資本業務提携 2014年 2月 プリント関連の一部事業を、ビスタプリントジャパン㈱[現 シンプレスジャパン㈱] に会社分割 2014年 4月 ㈱プラザクリエイトイメージングを㈱プラザクリエイトストアーズに商号変更 2014年 7月 グループ再編に伴い、㈱プラザクリエイトモバイリング、㈱プラザハート、㈱Qlix 上吸収合併 2014年 10月 フォトショップの本部機能とモバイルショップの一次代理店機能を、子会社の㈱プラザクリエイト ストアーズに会社分割 2015年 7月 スリーエヌ(株)を子会社化 2015年 10月 子会社の㈱プラザクリエイトストアーズがスリーエヌ㈱を吸収合併 2016年 4月 子会社の㈱プラザクリエイトストアーズより、証明写真BOXの設置、物件の募集、運営管理に関する事 業を譲受け 2016年 12月 Compres社と資本業務提携を解消し、シンプレスジャパン㈱の全株式を譲渡 2017年 10月 (㈱プラザクリエイトを(㈱プラザクリエイト本社に、(㈱プラザクリエイトストアーズを(㈱)プラザクリエイトに商号変

(株)プラザクリエイト本社を(株)プラザホールディングスに商号変更

# 3.【役員一覧】

代表取締役社長 新谷隼人

取 締 役 越前貴博

取 締 役 堤 俊 之

常勤監査役 木下拓士

執行役員 牧由 尚

執 行 役 員 竹 村 誠 晃

#### 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

#### 1. 契約の名称等

「パレットプラザフランチャイズ加盟契約書」

#### 2. 売上・収益予測についての説明

売上予測、収益予測について、具体的数字は提示しておりません。

#### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

加盟金 1店舗当たり金300万円(消費税別)

2店舗目以降は1店舗当たり金150万円(消費税別)

但し、のれん分けFC契約に限り免除とする。

保証金 1店舗当たり金75万円

※オープンアカウント実施による、保証金免除制度あり

② 性 質

加盟金次の用途に充当します。

フランチャイズ・パッケージの対価

・開店前の研修指導、教育

・グランドオープニングの当社経費

保証金 フランチャイズ契約に基づいて加盟者が当社に対して負うことの

ある債務の担保として当社に預けていただきます。

③ お支払いの時期

フランチャイズ契約の締結時までに納めていただきます。

④ お支払いの方法

当社が指定する銀行口座にお振込みいただきます。 ※分割払い制度あり

⑤ 当該金銭の返還の有無および条件

加盟金いかなる場合においても返還いたしません。

保証金フランチャイズ契約が終了し、債権債務を清算した後、残金が

あれば返還いたします。

## 4. オープンアカウント、売上金等の送金

加盟者の要請に応じて、以下内容によりオープンアカウント制度を適用しております。 加盟者は、保証金の預入れに代えて、以下店舗売上金の管理を当社が行うことに より、保証金の預け入れを免除できる制度です。

- (1) 加盟者は、本契約店舗の営業に関して発生する毎月の売上金および雑収入金の全額を当社の指定する方法により預け入れていただきます。
- (2) 前項の預託売上金は、毎月1日から末日までの1箇月単位。当社の債権と相殺し、残があるときは販売月の翌25日までに加盟者にご返金いたします。 不足金が発生した場合は、期日までに当社に別途御振込み戴きます。

## 5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

市場金利に照らし算出いたします。金利手数料は前以てご案内いたします。

#### 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売またはあっせんする商品の種類

当社 から加盟者に供給する商品・原材料・その他の物品の種類は、次のとおりです。

- ・当社が企画した商品構成による商品
- ・感光材料、薬品、機器その他の原材料
- ・加盟者が使用する陳列器具、備品等のうち、当社が指定するもの
- ・加盟者が使用する消耗品のうち、パレットプラザ・フランチャイズチェーンとしての統一イメージを維持するために必要な包装資材、POP用紙および事務、販売管理上必要な帳票、伝票のうち当社の指定するもの
- ② 商品等の供給条件

均一的運営基準の維持および信用保護のため、商品等は当社より供給いたします。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

配送日・時間: 地域、店舗毎に異なります。

回数:原則週1回

④ 仕入先の推奨制度 ありません。

#### ⑤ 発注方法

店舗情報端末(PDS)を使用して、当社に発注いただきます。

⑥ 売買代金の決済方法

毎月末日締めで請求書が発行され、翌月25日(金融機関の休業日に当たる場合は前営業日)までに当社指定の口座に振り込んでいただきます。 振込手数料は加盟者負担となります。

⑦ 返 品

供給側に不良品等、契約不適合がある場合に限り、返品をお受けいたします。

⑧ 在庫管理等

加盟店にて行っていただきます。

⑨ 販売方法

店頭販売となります。

⑩ 商品の販売価格について

フランチャイズシステム全体の公平性および消費者に対する選択基準の明示の観点から、当社が推奨価格を提示します。 加盟店の経営安定のため、一定の利益確保の観点から算出しております。

① 許認可を要する商品の販売について

該当商品はありません。

#### 7. 経営の指導に関する事項

加盟店に対する継続的な経営指導の方法および実施回数

必要に応じ、以下のとおり随時実施いたします。

#### (1)実施項目

- ・店舗、商品、販売等に関する助言、指導
- ・毎月の経営の計数管理手法に関する助言、指導
- ・機器オペレーション、機器メンテナンスに関する助言・指導
- ・商品等の消費・販売動向に関する情報提供、当社のシステムに関する情報伝達
- ・店舗の知名度を高め販売を促進するための広告活動
- ・パレットミーティング(本部方針の発表・取り組み事例の発表・検証等)

### (2)方法•回数

① 情報端末での情報提供: 随 時② 電話およびTV会議システムなどでの指導: 随 時③ オーナー訪問による総合指導: 年4回

④ 集合研修 : 年4回⑤ プリント品質・店舗オペレーションチェック : 各年1回

## 8. 使用させる商標・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標(一例)の表示

契約によって、加盟者に使用していただく商標、マーク、ロゴがございます。

# PALETTE PLAZA

モノクロの場合

# **PLAZA CREATE**

カラーの場合





#### ② 当該表示の使用についての条件

上記の商標、マーク、ロゴは、開店準備を開始した日より契約終了までの間、 契約書に記載された特定の店舗において、加盟店経営のためのみ使用を許諾 します。また、当社の定めるものについては、契約期間中の使用を義務づけま す。

契約が終了したときは、直ちにこれらの商標、マーク、ロゴを抹消しなければなりません。

#### 9. 契約期間、契約の更新に関する事項

① 契約期間

契約期間は、契約締結の日から満6ヶ年です。 ※のれんわけFC契約に限り満2ヶ年とする。

② 契約更新の要件および手続き

契約満了日の3ヶ月前に、当社と加盟者双方とも契約更新について異議がない場合には、契約は期間満了後1年間更新され、以後同様に1年毎に更新されます。

③ 契約解除の条件および手続き

当社は、加盟者に次のような事由が発生した場合には、その時点で契約が消滅いたします。

- ・加盟者(法人の場合はその代表者)が死亡したとき
- ・加盟者(法人の場合はその代表者)が成年後見、保佐、補助開始の裁判を受けたとき(任意後見監督人の選任を除く)

当社は、加盟者に次のような行為があって、加盟者に30日間の催告期間を設けて、そのことの中止または是正を求め、催告期間が終わっても、なおその行為が改められない場合は、契約を解除できます。

- ・ロイヤリティー、商品代金、設備代金等の支払い遅延
- 契約書に定める義務違反

相手方に次の事態が生じた場合、通知・催告をしないで、直ちに契約を解除する ことができます。

- 税金の滞納処分もしくはそれによる差押え
- ・仮差押え、仮処分または強制執行
- •破産、民事再生、会社更正、特別清算
- 手形、小切手の不渡り処分

当社は、加盟者が次の事由に該当する場合は、通知・催告をしないで直ちに契約を解除することができます。

- ・当社の許可なく、契約上の加盟者の地位を第三者に譲渡したとき
- ・当社の許可なく、加盟店の一部または全部を第三者に譲渡・転貸したとき
- ・加盟者の正味資産がゼロになったとき
- ・フランチャイズ契約の締結にあたり虚偽の申告をしたとき
- ・加盟者(法人の場合はその代表者)が犯罪又は不道徳行為を行ったとき
- ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法

契約解除された当事者は、相手方に違約金として、次の金額の合計額を支払わなければなりません。

(加盟店の直近1年間における総売上平均月額×3ヶ月分)

(加盟店の直近1年間におけるロイヤリティー平均月額×契約残存月数)

#### ⑤ 契約終了時の義務の内容等

円満かつ速やかに、当社に対する債権債務の清算を行っていただきます。

契約終了と同時に、加盟店の営業を中止し、店舗を閉鎖していただきます。

パレットプラザに関する名称、商標、看板、ユニット什器の使用を直ちに中止して、契約終了の日から7日以内に当社の費用負担で、これらを撤去し、廃棄処分のうえ、当社による確認を受けることになっています。

但し、加盟者の申し出による中途解約に伴う店舗閉鎖時は、加盟者に費用をご負担して頂く場合があります。

本加盟店を営業するにあたり知り得た顧客情報、商品リスト、各種マニュアル、書式、関連印刷物、その他経営機密に属するすべての情報・資料の一切を当社に返還していただきます。

パレットプラザのイメージの残るものは、これを当社の指示に従って返還または 廃棄していただきます。廃棄するものについては、マニュフェスト伝票を提示して もらいます。

建物、機器等の賃借物件を返還または明け渡し、賃貸借契約に基づく解約手続きを行っていただきます。

その他、当社から別途指示があるときは、それに従っていただきます。

※上記のほか、契約終了後も、競業禁止義務・機密保持義務(後記「14. 競業禁止義務の 有無」「15.守秘義務の有無」参照)が課せられます。

#### 10. 中途解約に関する事項

- ① 中途解約
  - 9. 契約期間の契約の更新に関する事項にかかわらず6ヶ月間以上前に本契約を中途解約したいと相手方に申し出るものとする。
- ② 違約金

中途解約を申し出た当事者は、解約金として、次の金額を他方当事者に支払う。 (本加盟店の直近1年間における総売上平均月額)× 1ヶ月分

- ③ 当社は3か月間毎に加盟者の店舗における経営成績を評価査定し、次に定める 各号の1つでも該当する事由が発生した場合、1ヶ月以上の予告の後加盟者に対 し本契約を中途解約できます。
  - (1) 売上前年比が、2回連続でチェーン店舗全体の下位10%となったとき。
  - (2) 客数前年比が、2回連続でチェーン店舗全体の下位10%となったとき。
  - (3) 顧客クレームを3回以上発生させたとき。

#### 11. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
  - ・ロイヤリティー(ノウハウ、商標等の継続的使用料)

金 額 本加盟店の「月間総売上」(次条に定義する)の3%(消費税は別途) ただし、ロイヤリティーの金額算定にあたり、事前に当社が控除する ことにつき承認した品目に限り、月間総売上から当該売上額を控除 することができる。

支払時期 販売月(当月1日より当月末日迄)の翌月の25日迄

・営業権(業務委託ロイヤリティ)

加盟者は、当社の運営する店舗を継承(譲受)するにあたり、本契約の期間中、 当社の営業から生じた顧客の確保、経済的利益などの対価を営業権として 当社に支払うものとする。

なお、営業権の評価算定、支払い方法などは、両者協議の上取決めるものとし、 評価算定は、毎年4月に見直しを実施することができるものとする。

#### ·商品代金

当社から仕入れた商品、原材料、その他の物品の代金の 支払いは毎月末日で締め切り、翌月の25日までに支払うものとする。

#### •その他

前各号のほか、両者間における機器・店舗の賃借料、 当社が加盟者に提供するサービスの対価、立替金等の支払いは、 別途締結する個別契約の定めによるものとし、個別契約に定めがないときは、 前号に準じた取扱いとする。

#### ② 金銭の性質

ロイヤリティーは、次の用途に充当します。

- ・パレットプラザに関する名称、商標の使用料
- ・ノウハウの使用料

#### ③ 支払時期

毎月末日締めで請求書が発行され、翌月25日(金融機関の休業日に当たる場合は前営業日)までにお支払いいただきます。

※別途個別契約に基づく支払いがある場合は、個別契約の定めによるものとします。

#### ④ 支払方法

当社指定の銀行口座に振り込んでいただきます。振込手数料は加盟者負担となります。

#### 12. 店舗の営業時間・営業日・休業日

原則として以下のとおりですが、店舗の立地条件や賃借条件によって異なります。

営業時間: 午前10時から午後8時まで

営業日: 年中無休

#### 13. テリトリー権の有無

テリトリー制は採用しておりません。

したがって、当社は、顧客の利便のために、いつにても地域を問わず、新たな直営店・加盟店を開設することができますが、加盟者の営業努力が損なわれることが無いよう充分配慮いたします。

#### 14. 競業禁止義務の有無

加盟者は、契約期間中および契約終了の日から1年間、別に当社との間でフランチチャイズ契約を締結している場合を除き、パレットプラザ・フランチャイズチェーンの事業と同種もしくは類似した事業を行ってはなりません。また、これらの事業を営む者に加盟店の店舗を利用させてはなりません。

#### 15. 守秘義務の有無

契約期間中はもちろん、契約終了後も、店舗運営により知り得た営業に関するすべての情報(顧客情報を含む)、ノウハウを第三者に知らせたり、漏らしたりしてはならず、また、契約終了後は、これらの情報を自ら使用してはなりません。

当社が加盟者に提供するすべてのマニュアル、資料、データ(電磁的方法により記録されたものを含む)等の所有権・著作権またはこれに関連する権利は当社に帰属し、加盟者は、これらのマニュアル、資料、データ等を常時、善良 なる管理者としての注意をもって、かつ秘密に保持しなければなりません。

#### 16. 店舗の構造と内外装についての特別義務

構造・デザイン・配色については、パレットプラザ・フランチャイズチェーンの店舗イメージ 統一のため、当社の指定に従うことが必要です。

当社の指定内容は以下のとおりです。

- 店舗の内外装
- ・ユニット什器
- ・その他店名看板を含むフランチャイズ・パッケージ

#### 17. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟者が当社に対して損害賠償の責を負う契約違反の内容および違約金の額は、次のとおりです。

- 競業禁止義務(前記13.参照)違反による違約金
  - =(加盟店の直近1年間における1日当たり平均総売上額)×違反した日数
- •守秘義務(前記14.参照)違反による違約金
  - = 金300万円
- ・契約解除の事由に該当し、契約解除された場合の違約金(前記9.4)参照)
  - =(加盟店の直近1年間における総売上平均月額×3ヶ月分)
  - +(加盟店の直近1年間におけるロイヤリティー平均月額×契約残存月数)
- ※上記の競業禁止義務、守秘義務の違反行為が催告期間(30日間)内に改められず、 契約解除に至った場合は、当該違約金との合計額を請求します。

契約期間中に中途解約を申し出た場合は、解約金として次の金額を相手方に支払わなければなりません。

解約金=(加盟店の直近1年間における総売上平均月額×1ヶ月分)

※自己にフランチャイズ契約の存続を困難ないし不可能ならしめる正当な事由があり、 相手方がこれをやむを得ない特別な事情と認め、承諾した場合は、この限りではありません。

加盟者がロイヤリティー、商品代金等の支払いを遅滞したときは、支払期日の 翌日以降、年率14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

#### 18. 事業活動上の損失に対する補償の有無、内容等

- ① 事業活動上の損失に対する本部による補償の有無およびその内容 事業活動上の損失に対する補償制度はありません。
- ② 経営不振となった場合の本部による経営支援の有無およびその内容

加盟店舗において、周辺環境や立地条件の変化に伴い営業困難と当社に 申し出たときは、当社は別途協議のうえ、新しい候補地を見つけるための 協力を行います。

ただし、経営不振となった場合の当社による経営支援等の実施は、当社の裁量により決定し、経営支援等を保証するものではありません。

## 19. 特例措置に関する事項

## 開業初年度の支払いサイト

加盟者は、当社への仕入れ代金等の支払いに関し、次の通り特例措置の適用を受けることがでます。

月 次	支払日(相殺日)
(1) FC契約締結年度の10月末日まで	月末起算の3ヶ月目の25日
(2) FC契約締結年度の11月	月末起算の翌々月の25日
(3) FC契約締結年度の12月以降	月末起算の翌月25日

※ 年度 = 4月1日より3月31日までの1年間

※(例1): 4月度仕入れ代金=7月25日支払い※(例2): 11月度仕入れ代金=1月25日支払い※(例3): 12月度仕入れ代金=1月25日支払い

後記1.「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目		確認年月日	確 認 印		
		1推 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	説明者	加盟希望者	
フランチャイズ契約のご案内	1				
パレットプラザへの加盟を希望される方へ	2				
第 I 部 株式会社プラザクリエイトとパレットプラザ・フランチャイ ズシステムについて 1. わが社の経営理念	5				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の 名称および事業の種類等・所属団体・沿革等	5				
3. 役員一覧	7				
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 1. 契約の名称等	8				
2. 売上・収益予測についての説明	8				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いの時期 ④ お支払いの方法 ⑤ 当該金銭の返還の有無および条件	8				
4. オープンアカウント等の送金	9				
5. オープンアカウント等の与信利率	9				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売またはあっせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 配送日・時間・回数に関する事項	9				
<ul><li>④ 仕入先の推奨制度</li><li>⑤ 発注方法</li><li>⑥ 売買代金の決済方法</li><li>⑦ 返品</li><li>⑧ 在庫管理等</li><li>⑨ 販売方法</li><li>⑩ 商品の販売価格について</li><li>⑪ 許認可を要する商品の販売について</li></ul>	10		^		
7. 経営の指導に関する事項	11				
8. 使用させる商標・その他の表示に関する事項	12				
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法等	13				
⑤ 契約終了時の義務の内容等	14				
10. 中途解約に関する事項 ① 中途解約 ② 違約金 ③解約条件	14				
11. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	15				

項目	頁 数	確認年月日	確認印				
			説	明	者		加盟希望者
12. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16						
13. テリトリー権の有無	16						
14. 競業禁止義務の有無	16						
15. 守秘義務の有無	16						
16. 店舗の構造と内外装についての特別義務	16						
17. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	17						
18. 事業活動上の損失に対する補償の有無、内容等 ① 事業活動上の損失に対する補償の有無およびその内容 ② 経営不振となった場合の経営支援の有無およびその内容	17						
19. 特例措置	18						
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書							
後記2.「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁							

年 月 日

<u>説明者</u> 私	[	<b>は、フランチ</b> ャイ	′ズ契約	に関する上記	ででの項目を	芸説明し、
加盟希望	<b>耆</b>		理解をし	いただきました	-0	
		説明者	†	氏名		
加盟希望者 私		<b>は、フランチ</b> ャイ	′ズ契約	に関する上記	さすべての項目に	こついて、
説明者		より	説明を	受け、理解し	ました。	
	加盟希望者	氏名			_卸	



一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会